

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

110百万円(110百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者(対象者)に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

| 事業内容 | 15～20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度～ |
|------------|---------|------|------|-------|
| 医療費等の給付 | → | | | → |
| 健康管理調査等の実施 | → | | | → |
| 小児支援体制整備事業 | | → | | → |
| 調査研究の実施 | → | | | → |

なお、医療費等の給付については、これまでの調査研究の結果、ジフェニルアルシン酸による慢性的な健康影響の可能性があることから、年限を切らない継続的な運用を開始する。

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

<趣旨>

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

<対象者>

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

<実施状況>

申請受付開始日
平成15年6月30日

対象者数等
(平成22年8月10日現在)

医療手帳対象者 153名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 30名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

事業見直し等
・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、当初3年間実
施とされていた健康管理調査の
継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、平成20年7月
以降も事業を3年間継続すること
を決定

<給付内容>

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

<その他>

小児支援体制整備事業の実施

H20.6.30～
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。